

# 地区委員会に関する規程

## (目的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校父母教師会会則第5条の規程に基づき、地区委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成及び役員を選出)

- 第2条 1. 本会には次の地区を置く。
- (1)神谷沢東地区
  - (2)神谷沢西地区
  - (3)神谷沢中地区
  - (4)神谷沢北地区
  - (5)菅谷地区
2. 地区委員会は各地区より選出された地区委員をもって構成する。
3. 地区委員は各地区から1名を選出する。(ただし、利府町立利府第二小学校父母教師会会長[以下会長という]が必要と認めた場合は2名置くことができる)
4. 地区委員会には地区委員の互選により、委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名の役員を置く。

## (委員及び役員の任期)

- 第3条 1. 委員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した委員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 委員及び役員は任期が満了しても後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。

## (委員及び役員の職務)

- 第4条 1. 地区代表者である地区委員の職務は次の通りとする。
- (1)地区の関係機関及び、子ども会との連絡並びに協力
  - (2)児童の校外生活の指導並びに交通安全に関する事項
  - (3)資源回収への協力要請
  - (4)当該地区会員及び児童名簿の作成
2. 委員長は地区委員会の会務を総括する。
3. 副委員長は部長を補佐し、部長に事故ある場合はこれを代理する。
4. 会計は地区委員会の会計を掌理する。
5. 書記は地区委員会の会務について記録する。

## (会議)

- 第5条 1. 地区委員長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、地区委員会を開くことができる。なお、委員長は議長となり、閉会後は会長に報告する。
2. 委員長は、会長より専門部会の開催の要請を受けた場合は、地区委員会を開かなければならない。
3. 会長及び委員長の依頼を受けた者は、地区委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、決議に参加することはできない。

(雑 則)

第6条 1. この規程に定めたもののほか、地区委員会の運営上必要な規程は、本会の目的と他の部との関連を考慮し、地区委員会で別に定めることができる。

附 則

この規程は昭和52年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日 一部改正

昭和63年4月1日 一部改正

平成9年4月1日 一部改正

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正